

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
15	1	<p>1 特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、「【書類名】」を「認証付登録事項記載書類の交付請求書」と記録する。<u>国際登録にあつては、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項記載書類の交付請求書」と記録し、商標法施行規則第22条で準用する特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、「【書類名】」を「国際登録に係る認証付登録事項記載書類の交付請求書」と記録する。</u></p> <p>2 「【特許番号】」には、「特許第 号」のようにその特許番号を記録する。実用新案登録にあつては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第 号」のようにその登録番号を記録する。意匠登録にあつては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第 号」のようにその登録番号を記録する。商標登録にあつては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第 号」のようにその登録番号を記録し、商標権の分割又は商標権の分割移転に係る登録の場合は「商標登録第 号」に続けて「の2」のように示す記号を記録する。<u>国際登録にあつては「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第 号」のようにその登録番号を記録する。</u></p>	<p>1 特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、「【書類名】」を「認証付登録事項記載書類の交付請求書」と記録する。</p> <p>2 「【特許番号】」には、「特許第 号」のようにその特許番号を記録する。実用新案登録にあつては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第 号」のようにその登録番号を記録する。意匠登録にあつては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第 号」のようにその登録番号を記録する。商標登録にあつては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第 号」のようにその登録番号を記録し、商標権の分割又は商標権の分割移転に係る登録の場合は「商標登録第 号」に続けて「の2」のように示す記号を記録する。</p>
17	1	<p><u>1 国際登録に基づく商標権に係る登録事項の閲覧の請求をする場合は、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項の閲覧請求書」と記録する。</u></p> <p>2 様式第9の備考1、2、5、6及び26、様式第12の備考2、様式13の備考2及び6並びに様式第15の備考2と同様とする。</p>	<p>様式第9の備考1、2、5、6及び26、様式第12の備考2、様式第13の備考2及び6並びに様式第15の備考2と同様とする。</p>
29		<p>4 <u>入出力装置に関する事項</u></p> <p>(1) <u>ISDN回線番号</u></p> <p>(2) <u>設置場所</u></p>	<p>4 <u>入出力装置に関する事項</u></p> <p>(1) <u>回線種別</u></p> <p>(2) <u>回線番号</u></p>

〔備考〕

(削除)

- 1 1 「暗証番号」の欄には、4桁から128桁までのローマ字若しくはアラビア数字又はそれらの組み合わせからなる暗証番号を記載する。
- 2 2 届出に係る入出力装置が当該届出者以外の者により令第2条第2項の規定により既に届け出られている入出力装置である場合であって、当該入出力装置の番号が通知されているときは、「入出力装置に関する事項」の欄中に「入出力装置番号」の欄を設けて、届出に係る入出力装置の番号を記載する。この場合において、「(1) ISDN回線番号」、「(2) 設置場所」及び「入出力装置管理者」の欄は、設けるには及ばない。

(3) 設置場所

(4) 機器名称

(5) 型式番号

(6) 製造番号

〔備考〕

- 1 第13条第1号入出力装置について届出をするときは、次の要領で記載する。
 - イ 「暗証番号」の欄には、4桁のアラビア数字からなる暗証番号を記載する。
 - ロ 「回線種別」には、使用する回線の名称を記載する。
 - ハ 届出に係る入出力装置が当該届出者以外の者により令第2条第2項の規定により既に届け出られている入出力装置である場合であって、当該入出力装置の番号が通知されているときは、「入出力装置に関する事項」の欄中に「入出力装置番号」の欄を設けて、届出に係る入出力装置の番号を記載する。この場合において、「(1) 回線種別」から「(6) 製造番号」まで及び「入出力装置管理者」の欄は、設けるには及ばない。
- 2 第13条第2号入出力装置について届出をするときは、次の要領で記載する。
 - イ 「暗証番号」の欄には、4桁から128桁までのローマ字若しくはアラビア数字又はそれらの組み合わせからなる暗証番号を記載する。
 - ロ 「入出力装置に関する事項」の欄中、「(1) 回線種別」から「(6) 製造番号」までの欄を「(1) プロトコル」、「(2) ISDN回線番号」、「(3) 設置場所」とし、「(1) プロトコル」の欄には、「TCP/IP」と記載する。
 - ハ 届出に係る入出力装置が当該届出者以外の者により令第2条第2項の規定により既に届け出られている入出力装置である場合であって、当該入出力装置の番号が通知されているときは、「入出力装置に関する事項」の欄中に「入出力装置番号」の欄を設けて、届出に係る入出力装置の番号を記載する。この場合において、「(1) プロトコル」から「(3) 設置場所」まで及び「入出力装置管理者」の欄は、設けるには及ばない。

30

〔備考〕

(削除)

- 1 1 入出力装置に関する事項について変更するときは、「変更事項」に「ISDN回線番号」、「設置場所」のように変更に係る事項を記載し、「変更前」には変更前のISDN回線番号、設置場所等を、「変更後」には変更後のISDN回線番号、設置場所等を記載する。
- 2 2 (略)
- 3 3 (略)
- 4 4 (略)

31

様式第31 削除

〔備考〕

- 1 第13条第1号入出力装置に関する事項について変更するときは、「変更事項」に「回線番号」、「機器名称」、「型式番号」、「製造番号」のように変更に係る事項を記載し、「変更前」には変更前の回線番号、機器名称、型式番号、製造番号等を、「変更後」には変更後の回線番号、機器名称、型式番号、製造番号等を記載する。
- 2 第13条第2号入出力装置に関する事項について変更するときは、「変更事項」に「ISDN回線番号」、「設置場所」のように変更に係る事項を記載し、「変更前」には変更前のISDN回線番号、設置場所等を、「変更後」には変更後のISDN回線番号、設置場所等を記載する。
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

様式第31 (第18条関係)

識別カード再交付請求書

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 請求人
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称
- 2 再交付請求の理由

〔備考〕

- 1 暗証番号を変更するときは、「2 再交付請求の理由」の欄の次に「3 新暗証番号」の欄を設けて新たな暗証番号を記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、13及び16から19まで並びに様式第2の備考1から3と同様とする。